

吹田市所管特定非営利活動法人各位

吹田市市民部市民自治推進室長

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号平成28年6月7日公布）の一部の施行日及びこれに伴う特定非営利活動法人の定款変更について（お知らせ）

平素より、本市の共助社会づくりの推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の一部の施行日が確定しましたので、下記のとおりお知らせします。

これに伴いまして、施行日までに特定非営利活動法人における貸借対照表の公告方法を選択し、定款において明らかにする必要があります。未対応の特定非営利活動法人におかれましては、必要に応じて、定款変更手続きを行っていただきますようお願いいたします。つきましては、別紙にて、現行定款の公告方法とは別に貸借対照表の公告方法を定める場合の定款への記載例をお示ししますので、定款変更をご検討される際の参考にしてください。

なお、下記施行日までは、従前どおり「資産の総額」の登記が必要であり、施行日以前に作成した貸借対照表で直近のもの（特定貸借対照表）についても公告が必要となります。詳しくは同封の「特定非営利活動促進法改正のご案内」（内閣府作成）をご参照ください。

吹田市では定款変更の事前相談を受け付けています。ご不明な点等ございましたら、市民自治推進室までお問い合わせください。また、「NPO法人ステップアップセミナー」のチラシも同封していますのでご覧ください。

記

改正法の一部の施行日（貸借対照表の公告に係る規定（法第28条の2）の施行日）

「平成30年10月1日」

【問い合わせ先】

吹田市市民部市民自治推進室 NPO担当

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話：06-6384-1326

FAX：06-6385-8300